

第 1 1 7 号 議案

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
足立区立学童保育室の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立 亀田 学童保育室	札幌市豊平区月寒東五条十丁目3番3号 株式会社プライムツーワン 代表取締役 佐藤 範夫	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日 まで
足立区立 鹿浜未来 学童保育室	大阪市北区堂島一丁目5番17号 堂島グランドビル8階 株式会社セリオ 代表取締役 若瀨 久	
足立区立 新田学園 学童保育室	豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋 I S P タマビル 特定非営利活動法人(※)ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	
足立区立 新田学園第二 学童保育室	(※令和5年4月1日より労働者協同組合へ組織変更)	

(提案理由)

学童保育室の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。